

令和3年度第1回愛知県青少年保護育成審議会 会議録

- 1 日 時 令和3年7月8日（木）午後1時30分から2時40分まで
- 2 場 所 愛知県議会議事堂 1階 ラウンジ
- 3 参加者 委員17名
説明のため、出席した者（社会活動推進課等）14名
- 4 審議の概要

【司会】

定刻となりましたので、ただいまから、令和3年度第1回「愛知県青少年保護育成審議会」を開会させていただきます。

本日の審議会は、委員20名中17名が出席しておりますので、愛知県青少年保護育成条例施行規則第14条第2項に基づく定足数を満たしております。

また、本日の審議会は、愛知県青少年保護育成審議会運営要領3（1）に基づき、公開とされています。

なお、本日は、傍聴の申込みはありませんでした。

それでは、開会にあたり、水野県民文化局長から御挨拶を申し上げます。

（水野県民文化局長挨拶）

【事務局】

続きまして、事務局から委員の皆様方を御紹介させていただきます。

（委員紹介）

【司会】

それでは、議事（1）「会長選出」に移らせていただきます。

今回の委員の任期は令和3年6月1日からであり、本日は初めての審議会となりますので、始めに、会長を選出する必要があります。

なお、会長の選出につきましては、規則第10条第1項の規定において、「委員の互選によってこれを定める。」とされております。

自薦・他薦を問いませんので、どなたか御発言はありませんでしょうか。

（永井委員を推薦する旨の御発言）

【司会】

ただいま、永井委員を会長にとの御推薦がございましたが、御異議ありませんでしょうか。

(異議無しの御発言)

【司会】

それでは、永井委員に会長をお願いいたします。永井委員は、会長席にお移りください。

(席移動)

それでは、ここで、永井会長から御挨拶をいただきたいと思います。
永井会長よろしくをお願いいたします。

(会長挨拶)

【司会】

それでは、規則第10条第2項の規定により、「会長は、会務を総理する」こととされておりますので、この後の議事の進行につきましては、会長にお願いしたいと存じます。

【会長】

改めまして、よろしく申し上げます。

次に、審議会運営要領3の(2)の規定により、本審議会では、「会議録を作成し、会長が指名する者2名が署名する」こととされております。

今回は、鈴木美香子委員と高橋直人委員にお願いしたいと存じます。よろしく申し上げます。

(鈴木委員、高橋委員了承)

それでは、議事を進めてまいります。

議事(2)の「会長職務代理者及び部会委員の指名」に入らせていただきます。

規則第10条第3項の規定に基づく会長職務代理者の指名ですが、秋山和子委員にお願いしたいと思います。秋山和子委員、よろしいでしょうか。

(秋山和子委員了承)

ありがとうございます。それでは、秋山和子委員から、一言、お願いできますでしょうか。

(秋山和子委員挨拶)

ありがとうございました。

次に、規則第15条第2項の規定による部会委員の指名でございます。

本審議会には、審議内容により、2つの部会が設けられておりますが、部会の内容及び部会委員の案について、事務局から説明をお願いします。

(事務局説明)

ただいま、事務局から説明がありましたとおり、委員の皆様方には、委員名簿のそれぞれの部会に所属していただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

次に、議事(3)「少年非行の概況」について、説明をお願いします。

(県警本部少年課説明)

【会長】

ただいまの説明につきまして、御意見、御質問などがある方はをお願いします。

【委員】

先ほど、違法薬物事案が増加しているという御説明がありましたが、県警で把握している入手経路では、どういったところが多いのか。また、他府県では中学生でも逮捕されている事案が出てきていると思っておりますが、愛知県でもそのような年齢の傾向があるかどうかを教えてください。

【事務局】

まず、委員からの御質問にありました、入手経路についてです。

今多い入手経路になりますと、SNS上で検索して入手するケースがあげられます。大麻・覚醒剤といったダイレクトな言葉ではなく、大麻ですと「野菜」「葉っぱ」、売り買いのことは「手押し」などという隠語を使い、誰でも検索すると簡単に情報を入手できる状況にあります。ただ、そこで直接やりとりするほか秘匿性の高い連絡用のアプリなどを使って、販売者と連絡をとりあい入手するというケースもあります。また、地元の素行不良者の先輩や仲間から譲り受ける、もしくは先輩や仲間から大麻を栽培している人物の情報を教えてもらい直接購入する、というケースが把握されております。

次に、少年の年齢別の傾向についてです。他県では中学生でも逮捕されているとい

うことですが、令和2年中、今年も含めて、愛知県では中学生の大麻での検挙はございません。令和2年中の大麻で検挙された少年69人のうち、一番多いのは有職の少年が41人、次いで高校生が13人となっております。ただし、高校生は令和元年中2人だったのが、令和2年中は13人と増えてきていることから、低年齢化してきている面はあるかと思っておりますので、警察としても、しっかりと対策をとってまいりたいと考えております。

【会長】

よろしかったでしょうか。

【委員】

少年法の改正が成立しまして、来年度4月1日から、18歳・19歳は「特定少年」という括りになってくると思いますが、その関係で統計の取り方が変わる御予定はありますでしょうか。

【事務局】

いま委員から御質問がありましたのが、報道等でもございます「少年法等の一部を改正する法律」ということで、先般5月28日に公布されたものに関する御質問だと思います。

これまで少年は成人と区別されて、少年法が適用されてきましたが、来年4月1日から、18歳・19歳の少年は特定少年ということに変わることとなります。しかしながら、統計の取り方自体が変わってくるものではないと考えております。

何が変わるかと申しますと、主な改正点として、18歳・19歳の特定少年による事件に関して、「逆送」対象事件、いわゆる「通常の成人の被疑者と同様の刑事処分手続き」を受けることとなる対象事件の範囲が拡大することとなります。

現行の少年法では、例えば殺人、傷害致死、強盗致死等の一定の重い罪の事件で、行為時に16歳以上であった場合に原則として「逆送」対象となりますが、改正により、特定少年の場合には、これまで対象ではなかった強盗、強盗致傷、強制性交といった罪種にまで範囲を広げ、原則として刑事処分の対象になるということです。

警察の捜査自体は変わることはありませんが、一部重罰化という要素はありますので、そのようなことを少年たちにも周知して、非行防止に努めてまいりたいと考えております。

【委員】

先ほど、児童ポルノ法違反の関係で、自画撮り被害がある程度増えてきてしまっているという御紹介がありましたが、自画撮り被害に関しては、県警が各学校に出向いて講座を開き、かなり徹底的にやっていたという御発表が過去にあったと思いますが、コロナ渦でその講座の回数が減っているのはやむを得ないと思うのです

が、そういった影響や、学校に直接働きかけるような何か良い手というものを現在検討されていらっしゃるのでしょうか。

【事務局】

委員のおっしゃるとおり、新型コロナの影響により、これまでは学校へ出向いて出前型の非行防止教室をやっていたところ、令和2年中は、その回数が減少してきております。そこで、チラシでも御紹介させていただきました、学校等で活用してもらえらる動画・資料を、県警本部のHPに掲載するとともに、県警として教育委員会のGIGAスクール構想と連携し、この様な動画コンテンツを教育委員会ごとのサーバー等に蔵置していただき、それを将来的に授業等で先生方、学校単位の判断で活用していただくかたちで補っていくことを考えております。

【委員】

ありがとうございます。うまくいくと良いと思っております。

【会長】

ほかに御意見ございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、事務局はただいまの委員からの御意見、御質問を今後の参考としていただきたいと思います。

次の議事（４）と（５）は、いずれも、条例の運用状況の報告や条例調査の結果報告などについてであり、関連した案件となっておりますので、事務局から一括して説明していただいた後、委員の皆様方から、御意見、御質問などをいただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

それでは、事務局から順次、説明をお願いします。

（事務局説明）

【会長】

それでは、事務局からの説明がひと通り終わりましたので、ただいまの事務局の説明につきまして、御意見、御質問などがある方は、をお願いします。

【委員】

丁寧な御説明ありがとうございます。

フィルタリングを保護者がいらないと断った場合に、その理由を提出するということであったと思いますが、断る理由としては、どういったものが考えられるでしょうか。

【事務局】

立ち入り調査に行かせていただいて、フィルタリングがどのように行われているか、

保護者が断られる理由を、時間の無い中で聞いてみますと、やはり多いのが、親御さんが横について「私が管理しますので、結構です。」と断られる方がほとんどだということを知っていました。立ち入り調査をしてみて感じたのは、いわゆるドコモ、ソフトバンク、auといったキャリアのショップでは、断られないようにやられているのですが、電機屋さんの複合施設等では、断られればそのまま「分かりました」ということで、同意書をとって保存している、というのが多いと感じました。

【会長】

他にいかがでしょうか。

【委員】

フィルタリングについて、私が聞いた話では、サファリのような検索サイトではたしかにフィルタリングがかかるけれど、ラインでお友達から流れてくるサイトについては、何でも見れてしまう、という実態があるようです。そのあたりの問題もあるのかなと思いました。

【会長】

他に何かございますでしょうか。

それでは、事務局はただいまの委員からの御意見、御質問を今後の参考にさせていただきたいと思います。

それでは、議事（6）その他にうつります。せっかくの機会でございますので、本日の議事にかかわらず、委員に皆様方から何かありましたら、お願いします。いかがでしょうか。

【委員】

私は専門が医師、呼吸器科医ですが、禁煙の講話に行きますと、「いまは禁煙ではない。むしろスマホ依存の防止の話をしてほしい。」ということで、現在はそちらに関心があるところです。

「実践！みんなのネットモラル塾」のテキストを見させていただきまして、これはおそらくこちらの審議会の範囲であろうかと思います。非常に充実した内容で、ぜひこれを推進していただきたいと思いますが、医師の観点から見ると、少し物足りないと感じますので、追加していただきたい点があります。

まず1点は、実は子供の依存症というのは非常に治療が難しく、小さい時からたばこを吸っていたほうが、大人になってから吸うよりも治療が難しいのと同様に、大人のギャンブル依存と子供のゲーム依存でいえば、子供のゲーム依存の方が、はるかに回復が困難です。今お手元にお配りした読売新聞の「ゲーム依存 集団で治療」の記事を見ますと、これが一番積極的に行っている最新の治療の成績でございます。あらましを申し上げますと、専門の大阪の医療センターへ月に1回、10回通う治療をしまし

て、10人中6人は途中で来なくなり、最後まで完遂した4人でも、ゲームの時間が減った人はひとりもおらず、睡眠時間がやや増えた程度です。ですから、このあたりの依存症になってしまった場合の困難さといった情報を、もう少し加えていただきたいというのが1点。医療の無力さですね。実際には、覚醒剤の依存症の回復と同様の困難さを伴うということです。

2点目は、短時間であっても、非常に障害が出やすい子供さんがいます。先ほどの警察の方の御報告では、少年犯罪は増えていないということであったと思いますが、文部科学省の「子供・若者インデックスボード令和3年版」を見ますと、小学生の学校内外の暴力行為が、15年度が約17,000件であったのが、19年度で約44,000件になっています。わずか4年の間に2.5倍に増えているということで、要は、きれやすい小学生が増えていて、暴れてしまう。また、児童相談所では虐待から次の問題が起こっておりまして、それは、ルールを守らせようとしても守らない子供たちがいて、「あなた、ゲームは一日2時間までだったでしょ。」と言って親が叱ると逆切れして、最悪は刃物が出てきてしまい、学校に相談すると、児童相談所に行ってくださいとなるような、短時間の使用でも、怒ってしまう子供たちがいるという問題です。児童相談所に一時保護をしますと、その1か月くらいの間に、その粗豪な状態が回復するといった話もあちこちで聞きます。ですから、依存症とは別に、非常に短時間でも興奮してしまう子供がいて、その結果学校でも落ち着かないということがあります。ですので、2つ目の資料になりますが、こちらは神奈川県のごどもタウンニュースに掲載された記事でございますが、一番注目していただきたいのは「保護者の方へ」のところですよ。GIGAスクール構想で、特に愛知県でもモデル校においては、タブレットを学校からお家に持って帰ると思いますが、お母さんたちが「うちの子供はタブレットやゲームに非常に弱く、ちょっとでも使わせると興奮して夜寝なくなってしまう」と心配される場合は、調べ学習などは学校で残ってやらせてほしいという合理的配慮を、教育機関にお願いすることができる、ということを先生が紹介しています。発達障害というのは、正常の方と、障害の方は、グレーゾーンのスペクトラムと言って、ちょっとずつちょっとずつ正常から異常へ行くわけですよ。タブレットやゲームに、大変興奮してしまう子もいれば、興味を示さない子もいるので、依存症とは別に、脳が敏感な子供には、特に配慮する必要があるという情報を、ネットモラル塾の中でも保護者の方にぜひ伝えていただきたいと思います。約束を守れない子もいると思いますが、そういうことに抵抗できない子も多いと思いますので、そういった弱い子供には、約束以外にも配慮が必要だという情報を付け加えていただくとよろしいのではないかと、そういう提案でございます。

【事務局】

医師としての観点から、非常に貴重なご提言をいただきまして、ありがとうございました。皆様のお手元に、オレンジのテキストが2冊あるかと思いますが、わたくしどもは、2018年度（平成30年度）より、こちらのテキスト等を使いまして、「実践！み

みんなのネットモラル塾」という事業を行っております。今年度につきましては、もう少し趣旨がはっきり伝わるように、少し題名を変えまして、「青少年のネット安全・安心講座～みんなのネットモラル塾～」として実施しております。やはり、子供たちが安全にインターネットを利用するためには、まず保護者と子供の双方がインターネットに潜んでいる危険性と対策をしっかりと理解して、インターネットを適切に利用するため、家庭のルールづくりを行うことが大変重要だと考えております。内容につきましては、小学校、中学校、高校生、保護者、それぞれ受講者に応じて、専門の講師による出張講座またはオンライン講座という形式で実施しております。

そして、講座でとりあげている内容につきましては、A4テキストの7ページをご覧いただきますと一覧表がありますが、スマホ利用によるトラブルや被害の事例としてテキストにあるような事例をとりあげ、パワーポイントを使って講座を進めております。これは、新しい話題、旬な話題等を取り入れながら、臨機応変に対応できるようにという趣旨で、パワーポイントを使いながら、ライブで行っております。今後も、委員から貴重なお話をいただきましたような事例や、社会的関心の高い事例なども取り入れ、私どもも事業者と相談しながら工夫して進めてまいりたいと思います。どうもありがとうございました。

【会長】

他に何か御質問、御意見等ございますでしょうか。いかがでしょうか。

それでは、事務局はただいまの委員からの御意見、御質問を今後の参考にしていただきたいと思います。

それでは、以上を持ちまして、本日の議事を終了させていただきます。委員の皆様方には、議事の運営に御協力をいただき、また、貴重な御意見をいただき、誠にありがとうございました。

【司会】

これもちまして、令和3年度第1回「愛知県青少年保護育成審議会」を閉会させていただきます。

以 上